

# 中国向け輸出食品の 製造等企業登録について

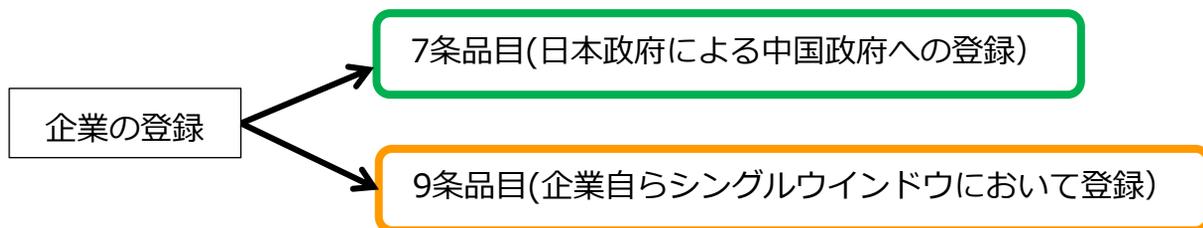
中国政府は、2022年1月1日、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号、以下「新規定」という）を施行しました。

これにより中国へ食品を輸出するためには、製造等を行った企業の登録が必要となりました。

<品目による登録方法の違い>

新規定では特定の品目（7条品目）については製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められています。

特定品目（7条品目）以外の品目（9条品目）については、企業自らが中国政府に登録することが求められています。



## 1. 登録手続きが必要な企業

中国向けに食品を最終製造・加工又は最終貯蔵・保管する施設（企業）  
（食品添加物、包装材などの食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く）

## 2. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目（7条品目）

（新規定に政府推薦が必要として記載されている品目）

- ・肉及び肉製品 ・ケーシング（腸衣）・水産物 ・乳 製品 ・ツバメの巣及びツバメの巣製品
- ・ミツバチ製品 ・卵及び卵製品 ・食用油脂及び搾油原料 ・餡入り小麦粉製品 ・食用穀類
- ・穀類製粉工業製品及び麦芽 ・生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類 ・調味料
- ・堅果及び種子類 ・ドライフルーツ ・未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆 ・特別用途食品
- ・保健食品

具体的には中国輸入申告時のHS・CIQコード13桁が国際貿易シングルウィンド検索（Product typequery）において、輸出国政府推薦が必要とされている農林水産物・食品

## 3. 企業自ら中国政府への推薦が必要とされている品目（9条品目）

上記2以外の食品

### 3. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目(7条品目)かどうかを確認する方法

新規規定7条に規定される品目は、**10桁のHS code及び3桁のCIQ code**で構成される製品品目で分類されます。

分類は国際貿易シングルウィンドウ (<https://cifer.singlewindow.cn>) にアカウント作成・ログインすることにより、Product type queryで検索、確認することができます。

シングルウィンドウのメインメニュー**Product type query**をクリックし、Screening conditionsにHS code、Product name、CIQ code等を入力して品目を検索します。

**Officially recommended registration**の欄が**Yes**となっているものが政府による推薦が必要な品目(7条品目)です。**No**となっている品目については9条品目ですので、企業自らシングルウィンドウへの登録を行い、中国当局の承認を受けてください。

※中国当局は登録を求める品目のリストを追加、更新、変更しているため、中国向けの輸出食品を製造している皆様は自らが取扱う品目の推薦の要否を適宜確認するようにしてください。

China International Trade Single Window | China Import Food Enterprise Registration

Screening conditions

HS code: 2106909090

Product name: [ ]

CIQ code: [ ]

Q Query Reset

\*if the HS/CIQ code of relevant product is not found, your product does not need to apply for overseas enterprise registration in this system at present.

Ord...	HS code	Product name	CIQ code	CIQ name	Product range	Product category	Officially recommended registration
11	2106909090	其他编号未列名的食品	102	其他编号未列名的食品(其他食用植物油)	食用油脂和油料	Edible vegetable oil	Yes
12	2106909090	其他编号未列名的食品	146	其他编号未列名的食品(食用其他加工油脂)	食用油脂和油料	Edible vegetable oil	Yes
13	2106909090	其他编号未列名的食品	136	其他编号未列名的食品(含肉饺子)	包馅面食	Stuffed pastry products	Yes
14	2106909090	其他编号未列名的食品	137	其他编号未列名的食品(不含肉饺子)	包馅面食	Stuffed pastry products	Yes
15	2106909090	其他编号未列名的食品	156	其他编号未列名的食品(植物饮料)	饮料及冷冻饮品	Botanical beverages	NO
16	2106909090	其他编号未列名的食品	110	其他编号未列名的食品(蛋白型固体饮料)	饮料及冷冻饮品	Powdered beverages	NO
17	2106909090	其他编号未列名的食品	111	其他编号未列名的食品(果香型固体饮料(如菊花糖、柠檬茶、果珍))	饮料及冷冻饮品	Powdered beverages	NO
18	2106909090	其他编号未列名的食品	139	其他编号未列名的食品(其他蜜饯)	饮料及冷冻饮品	Powdered beverages	NO
19	2106909090	其他编号未列名的食品	148	其他编号未列名的食品(其他未列出的加工食品)	饮料及冷冻饮品	Powdered beverages	NO
20	2106909090	其他编号未列名的食品	157	其他编号未列名的食品(其他未列出的加工食品)	饮料及冷冻饮品	Powdered beverages	NO

ここで確認します

## 4-1. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目(7条品目\*)の申請に必要な資料等

(\*) 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物資規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。

### ① 次のいずれかの書類

- ・食品衛生法に基づく営業許可証
- ・食品衛生法に基づく営業届出を行ったことを示す書類  
(食品衛生申請等システム上の営業届出情報閲覧画面の印刷)
- ・条例に基づく営業許可証 (有効なものに限る)
- ・条例に基づく届出書の写し

### ② 食品衛生監視票の写し

- ・許可業種は有効期間の1年前からのものに限る
- ・届出業種は直近の監視の際に交付されたものに限る

### ③ 登録手数料 (10,400円) 分の収入印紙を要綱別添 (別紙様式 1 関連) に貼り付けたもの

### ④ (要綱別紙様式 1) 申請書及び (要綱別紙様式 1 関連)

以下のHPリンクに記載の中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱 (以下「要綱」という。) 別添 (別紙様式 1 関連) をご利用ください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_asia.html#china](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china)

### ⑤ 要綱別紙様式 6

以下のHPリンクに記載の要綱別紙様式 6 を利用・入力し添付してください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_asia.html#china](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china)

### ⑥ 新規定ガイダンス附件4 (下記ア～ウの書類)

ア) 附件4の書類 (申請カテゴリーに対応する様式(中文) (外部リンク: 中国語) を利用すること。全て英文にて企業(施設)名称、企業(施設)所在地、記入日及び適合性の判定欄を記入する。(登録コード及び「主管当局の確認」列を除く)  
(word形式)

イ) 附件4の添付資料 (英文)

ウ) 附件4の添付資料の目録 (日英)

以下のHPリンクに記載の新規定ガイダンス附件4 \* をご参照ください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_asia.html#china](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china)

### ⑦ シングルウインドウ入力情報

シングルウインドウへの入力方法は以下のURLをご覧ください。「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

## 4-2. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている指定品目(7条品目\*) の手続きの流れ

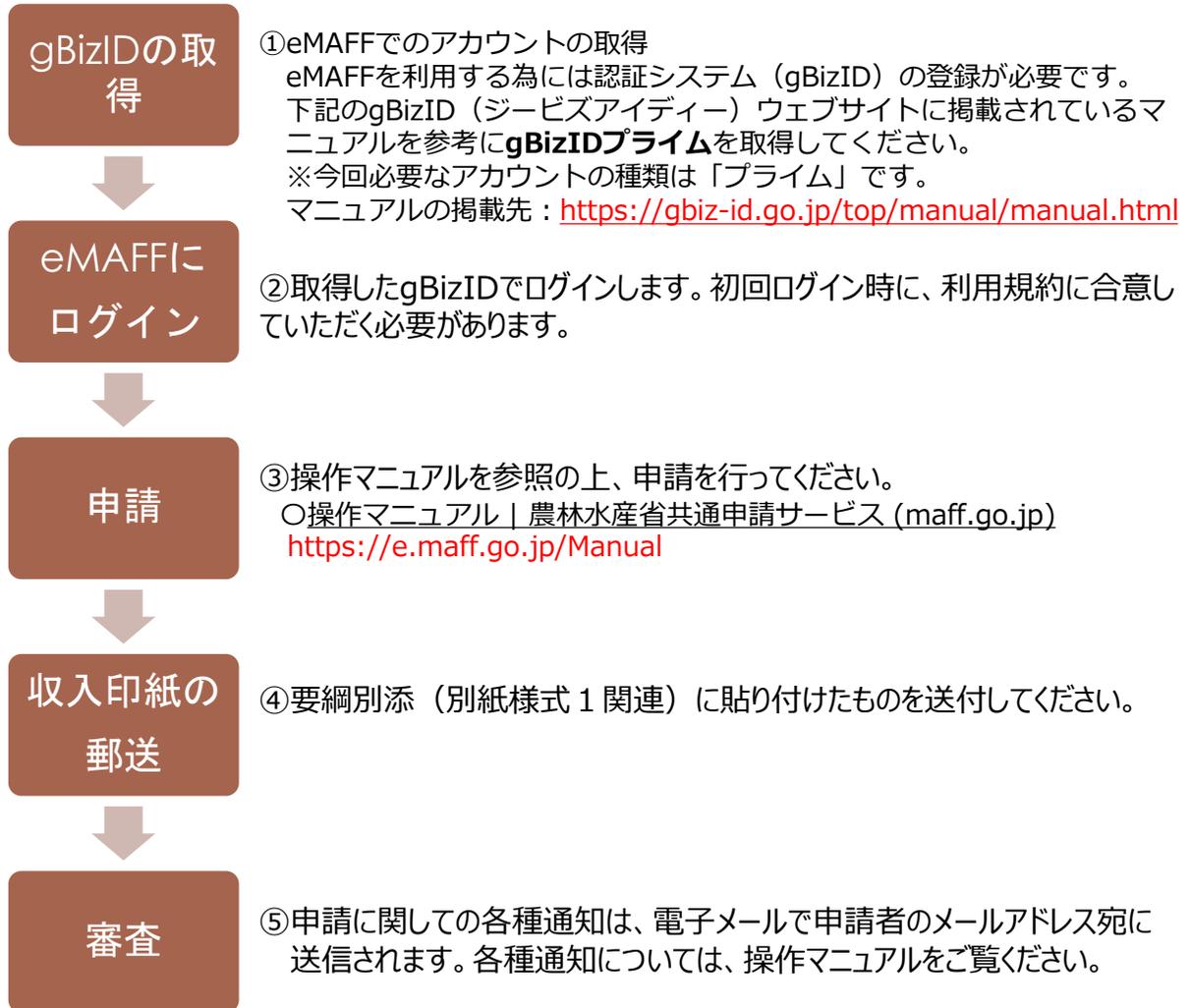
申請は「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」に基づいて農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を通じて申請を行ってください。



下記サイトに詳しい情報が掲載されていますのでご参考ください。

- 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>
- 新規定ガイドンス（仮訳）  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html>
- 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>
- アジア | 証明書や施設認定の申請 輸出農林水産物・食品（製造等企業登録）  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_asia.html#china](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china)

## 4-3. eMAFFによる申請の流れ



・施設の設置者又は管理者である営業者（営業許可証の氏名又は届出所の氏名に一致）が当該許可を受けた、又は届出した施設と対応している施設を申請できます。当該営業者（代表者）においてgBizIDプライムを取得し申請してください。

・実際に作業される担当者がgBizIDプライムを取得した営業者（代表者）と異なる場合、担当者はgBizIDプライムのマイページ内で作成するgBizIDメンバーIDを取得する必要があります。

・行政書士等の申請代行者に申請を委任することもできます。代理申請について、詳しくは申請者用マニュアルをご覧ください。

#### 4-4. シングルウィンドウへの登録

農林水産省へ申請後、農林水産省にて提出された資料を基に要件に適しているか審査され、問題が無ければ施設に対し認定番号が付与されます。

申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウィンドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。

シングルウィンドウに登録された情報を農林水産省が確認の上、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設の登録を要請します。（概ね1カ月毎に実施）

シングルウィンドウへの登録については以下のURLをご覧ください。

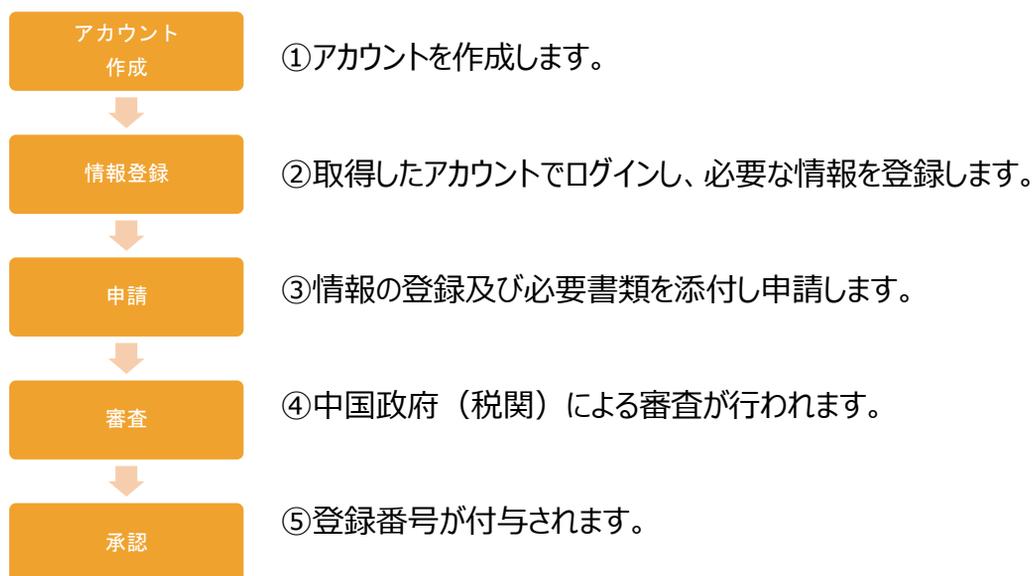
- 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

## 5. 9条品目（企業自ら中国政府に登録が求められる品目）

企業自ら中国政府に登録が求められる品目(9条品目)については、企業が直接、中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）（以下、「シングルウィンドウ」という。）へ登録申請を行います。（農林水産省への申請は不要です）

### シングルウィンドウへの登録の流れ



申請はシングルウィンドウのWebシステムで行います。**使用言語は英語か中国語**です。  
 シングルウィンドウWebSiteのURL <https://cifer.singlewindow.cn>

※ブラウザはMicrosoft EdgeかGoogle chromeを推奨します。Internet Explorerでは正しく作動しない可能性があります。

シングルウィンドウへの登録については以下のURLをご覧ください。

○中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

## お問合せ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、  
専用窓口を設け、食品事業者の皆様の申請手続きに対応いたします

### 中国向け輸出食品の製造等企業登録に関する お問い合わせ

専用窓口(委託先)：一般財団法人新日本検定協会 食品営業グループ

メールアドレス [sk-exportfd@shinken.or.jp](mailto:sk-exportfd@shinken.or.jp)

電話番号 **045-534-7392**

(受付時間 9:00~17:00、土日祝日を除く)

### eMAFFの使用方法・操作に関するお問い合わせ

Webフォーム、メール、お電話で共通申請サービスのシステムに関するお問合せをすることができます。なお、申請内容などに関するお問合せについては、申請者用マニュアル2022年度版 5.3 申請に関するお問合せをする P58をご覧ください。

<農林水産省共通申請サービス問合せ窓口>

メールアドレス [system-helpdesk@emaff-ks.jp](mailto:system-helpdesk@emaff-ks.jp)

電話番号 **0570-550-410**(ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

お電話の受付時間：平日9時30分~17時30分（土日祝日・年末年始を除く）